

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県阿南市長

## 公表日

令和4年5月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を個人住民税の賦課に関する事務において取り扱う。 ①地方税法に基づき、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定する。 ②住民からの申請に基づき、所得証明書等を発行する。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 国税連携システム 3. eLTAXシステム 4. 番号連携サーバー 5. 中間サーバー 6. 市民税申告支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項) (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市総務部税務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 井上 正嗣	課長 桑村 申一郎	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第3条第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第4条第2号、第6条第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第7条第1号及び第2号、第10条第1号、第12条第3号及び第5号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号、第23条第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38号、第39条第3号、第40条、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第44条、第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号及び第11号、第49条第1号及び第2号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第3号及び第4号、第58条並びに第59条第1号	以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第5号、第6号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第3条第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号、第4条第2号、第6条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第7条、第10条第1号、第12条第3号及び第5号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の2第2号、第23条第1号、第24条第2号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、第40条、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第44条の2第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号、(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第3号及び第4号、第58条並びに第59条第1号	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	課長 桑村 申一郎	課長 山脇 雅彦	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求	阿南市企画部行政情報課	阿南市総務部総務課	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用請求		電話0884-22-3804	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)	事後	
平成30年4月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第5号、第6号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第3条第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号、第4条第2号、第6条第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第7条、第10条第1号、第12条第3号及び第5号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の2第2号、第23条第1号、第24条第2号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、	以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第3条第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号、第4条第2号、第6条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号、第7条、第8条第1号、第2号、第10条第1号、第3号、第5号、第12条第3号、第4号及び第7号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第22条の4第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第31条の3第1号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第40条、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第44条の2第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号、(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第3号及び第4号、第58条並びに第59条第1号	第40条第1号、第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号、(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第47条第2項、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号、第58条並びに第59条第1号、第59条の2、第59条の3第1号、第2号	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第22条の4第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第31条の3第1号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、第40条第1号、第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号、(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第47条第2項、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号	、第20条第1号、第3号、第4号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第22条の4第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第31条の3第1号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、第40条第1号、第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号、(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第47条第2項、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②	課長 山脇 雅彦	税務課長	事後	
令和3年4月1日	1. ②システムの名称		【追加】 市民税申告支援システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	長文のため割愛	長文のため割愛(本文参照のこと)	事後	
令和3年4月1日	IVリスク対策 8監査 実施の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和3年12月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117及び120の項)	別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120及び121の項)	事前	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」については、更改頻度が高く、項目が多岐に渡り、事務が煩雑となるため明示しないこととする。
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	事後	